

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

a. 企業間の連携

地元の生産者や食材卸事業者との連携を強化し、安定的な食材供給体制の構築に取り組む。需要動向や販売状況等の情報共有を行うことで、過剰仕入の抑制および食品ロス削減を図り、サプライチェーン全体の効率化に貢献する。

b. IT 実装支援

発注業務や在庫管理のデジタル化を推進し、取引先との情報連携の高度化に取り組む。取引先の業務負担軽減にも配慮した運用を行うことで、相互に持続可能な取引関係の構築を目指す。

d. グリーン化の取組

地産地消の推進や適正在庫管理の徹底により、食品ロスの削減に取り組む。環境負荷の低減に配慮した仕入の実施や、省エネルギーに資する店舗運営を行うことで、持続可能な社会の実現に貢献する。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年4月21日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

合同会社鳴門
企業名

代表取締役 田中康隆
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。